
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和7年3月18日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和7年3月18日 午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
- 日 程 第 2 討論・採決
- 日 程 第 3 陳情審査報告
- 日 程 第 4 議案第35号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）請負
変更契約の締結について
- 日 程 第 5 議案第36号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負
変更契約の締結について
- 日 程 第 6 発議第1号 議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日 程 第 7 発議第2号 教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議につい
て
- 日 程 第 8 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
- 日 程 第 2 討論・採決
- 日 程 第 3 陳情審査報告
- 日 程 第 4 議案第35号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）請負
変更契約の締結について
- 日 程 第 5 議案第36号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負
変更契約の締結について
- 日 程 第 6 発議第1号 議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日 程 第 7 発議第2号 教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議につい
て
- 日 程 第 8 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員（10名）

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一

5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 山 本 友 梨 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長 （基幹支所長兼務）	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	会 計 管 理 者	高 木 ゆ かり
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 7 番。おはようございます。

委員会審査報告を行います。令和 7 年 3 月 18 日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長 景山登美男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 2 号、件名、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第 3 号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。原案可決。

議案第 4 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。原案可決。

議案第 5 号、飯南町都市・地域再生等利用区域の指定区域の利用に関する条例の制定について。原案可決。

議案第 6 号、飯南町病児病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について。原案可決。

議案第 7 号、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 8 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 9 号、飯南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 10 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 11 号、飯南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 13 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 14 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 15 号、赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。原案可決。

議案第 16 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画について。原案可決。

議案第 18 号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 19 号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 20 号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 21 号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 22 号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 23 号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定について。原案可決。

議案第 25 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）。原案可決。

議案第 26 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）。原案可決。

議案第 29 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算。原案可決。

議案第 30 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算。原案可決。

議案第 31 号、令和 7 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算。原案可決。

議案第 32 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

委員会審査報告を行います。令和 7 年 3 月 18 日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 12 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第 17 号、和解に関し議決を求めることについて。原案可決。

議案第 27 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 4 号）。原案可決。

議案第 33 号、令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計予算。原案可決。

議案第 34 号、令和 7 年度飯南町下水道事業会計予算。原案可決。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 4番。

それでは、委員会審査報告を行います。令和7年3月18日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、承認第1号。件名、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飯南町一般会計補正予算（第8号））。審査の結果、承認。

事件の番号、議案第24号。件名、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第9号）。審査の結果、原案可決。

議案第28号、件名、令和7年度飯南町一般会計予算。審査の結果、原案可決。

なお、審査意見について報告します。

（款）総務費（項）総務管理費（目）財産管理費。庁舎臨時管理費は、役場本庁舎の屋根及び壁に116枚のパネルを設置し、発電された電力を自家消費するものである。「飯南町地域防災計画」では「町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。」となっている。このことに充分留意されたい。

次に、（款）商工費（項）商工費（目）観光費。高額なスキーリフト自動改札システムへの更新は、2030 島根国スポ終了後の琴引スキー場のあり方とも大きく関連する。真に必要な機材であるかを慎重に議論し導入することを求める。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飯南町一般会計補正予算（第8号））に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に条例関係について討論を行います。議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第15号、赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの14件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

私は、議案第13号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

今、先行きの見えない景気のどん底の中、国保料が高過ぎる、暮らしの展望が見えないという声が日に日に増大し、滞納が増えたり、保険料の支払いが大きな負担になっている世帯が増えていたりするのが現状と思っています。このままの状況が続けば、国保制度が根底から崩壊するのではないかと懸念するところであります。

このところ、毎年のように賦課限度額の引き上げが行われています。今回は、医療費分を現行65万円から66万円に、後期支援分を現行の24万円から26万円に引き上げる改正案です。介護分の17万円は据え置くとされています。

厚生労働省の説明をみますと、賦課限度額引き上げは、低所得層、中間層に配慮したものとしていますが、配慮というのであれば、国の国庫負担率を引き上げ、国民の負担を軽減すること以外にはないと考えています。限度額引き上げで負担増を押しつけることでは解決できません。

国の言いなりで保険料を引き上げ、滞納額増加、保険証の取り上げ、また保険料引き上げ、この悪循環を繰り返すのでなく、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、負担の軽減を図るべきです。

塚原町長は、2期目の町制施行にあたり、重点政策を5点掲げられました。その2番目に「安心・安全なまちづくり」をあげておられます。真に安心して住める飯南町を目指すなら、国に対して国保制度の抜本的見直しを求めるとともに、それが叶うまでは、国保会計への財政出動を行い、町民の医療・健康を守る手立てを講ずるべきと考えます。

以上、私の希望を含めて表明し、討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） それでは次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） 8 番。

私は、本議案に賛成の立場で討論をいたします。

本国保の改正につきましては、一つには、賦課限度額の高所得者に対する引上げという反面と、それに反して低所得者向けに軽減措置を拡充するということで国保の運営自体をバランスを保った中で低所得者に配慮した制度改正となっております。

非常に苦しい立場の被保険者を救済する意味で、非常に意味のある制度だと私は考えており賛成するものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 16 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画についてから議案第 17 号、和解に関し議決を求めることについてまでの 2 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 18 号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定についてから議案第 23 号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についてまでの 6 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）から議案第 27 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 4 号）までの 3 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 7 年度飯南町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計及び事業会計について行います。議案第 29 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 34 号、令和 7 年度飯南町下水道事業会計予算までの 6 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、発委第 1 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 8 号）)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、承認です。

承認第 1 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、飯南町都市・地域再生等利用区域の指定区域の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、飯南町病児病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 8 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、飯南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、飯南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、和解に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、令和 7 年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 7 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 7 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 7 年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 33 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、令和 7 年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 34 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、発委第 1 号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

発委第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 陳情審査報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、陳情審査報告を議題といたします。

教育経済常任委員会から、陳情審査報告を求めます。教育経済常任委員会委員長、3番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3番。

陳情審査報告を行います。

令和7年3月18日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和7年2月7日。件名、志々小学校応急対応方針に関する陳情。審査の結果、採択。審査の意見、なし。措置、関係機関へ送付。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

これより、討論を行います。陳情第1号、志々小学校応急対応方針に関する陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、陳情について採決いたします。

陳情第1号、志々小学校応急対応方針に関する陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） 日程第4に入る前に報告をいたします。

3月17日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加えて議題としておりますので、ご報告をいたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいま議長の発言にございました、追加議案をお願いしたところ、本日の日程に追加いただきありがとうございます。

追加の議案につきましては、昨年6月に着工し工事を進めてまいりました、頓原上町団地建設工事（1工区）及び頓原上町団地建設工事（2工区）において、工種の追加や数量変更等に伴い工事費が増加することとなり、今月4日に請負変更仮契約を締結しております。この仮契約につきまして、議会議決を求める2件の議案を提案するものであります。

年度内完了に向けて事業進捗を図るべく、ご審議の上、ご議決いただきますようお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

日程第4 議案第35号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）請負変更契約の締結について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、議案第35号、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第35号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）を別紙のとおり請負変更契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月17日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

- 1 工事名。令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）。
- 1 請負金額。一金1億1,087万2,300円。（32万2,300円増額）。
- 1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町上来島126番地。有限会社正木建設代表取締役 正木康文。
- 1 契約の時期。議会の議決日を本契約とする。

次のページをお願いします。工事変更概要書です。

変更点につきましては、外構工事において、敷地境界にある水路沿いの擁壁について、当初

現場打ち擁壁を施工する計画でありましたが、安定性を確保するためL型擁壁に変更したことにより20万9,000円の増額。通路アプローチ工について、隣接地の一念寺参道へ水たまりができないようすり付け工を施したこと、及び安全対策として、バリカーを設置したことにより31万2,000円の増額。内装工事につきましては、室内の電気設備の設置位置変更に伴い、建具の設置箇所の内装工事の変更により21万2,000円の増額。物置電気設備工につきましては、電力需要制度の改正により、住宅建屋から物置への電気配線ができなくなったことから、電気設備工事中止により92万9,000円の減額。そのほか点検口のサイズ変更や部材等の数量変更などで51万8,000円の増額が生じ、全体で32万2,300円を増額するものです。

以下、3ページにかけて、入札率による変更請負額の算出式を記載しております。

また、4ページには仮契約書を添付しておりますので、ご確認ください。

議案第35号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第35号、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1工区）請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負変更契約の締結について

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、議案第36号、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第36号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(2 工区)を別紙のとおり請負変更契約したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 17 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

1 工事名。令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(2 工区)。

1 請負金額。一金 1 億 1,456 万 5,000 円。(104 万 5,000 円増額)。

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町頓原 2144 番地。株式会社後藤建設代表取締役 後藤幹司。

1 契約の時期。議会の議決日を本契約とする。

次のページをお願いします。工事変更概要書です。

変更点につきましては、物置付近への落雪対策として物置へ雪止めを設置したことによる 31 万 5,000 円の増額。内装工につきましては、先ほどの 1 工区同様、室内の電気設備の設置位置変更に伴い、建具の設置箇所の内装工事の変更により 21 万 2,000 円の増額。その他につきましても、1 工区同様、点検口のサイズ変更や部材等の数量変更などで 51 万 8,000 円の増額が生じたもので、全体で 104 万 5,000 円を増額するものです。

以下、入札率による変更請負額の算出式を記載しております。

また、次ページには仮契約書を添付しておりますので、ご確認ください。

議案第 36 号の説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 36 号、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(2 工区)請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(早樋 徹雄) 起立全員です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は 10 時 10 分といたします。

午前 9 時 56 分休憩

.....

午前 10 時 10 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 6 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 6、発議第 1 号、議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

4 番、内藤眞一議員。

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○4 番（内藤 眞一） 4 番。

それでは、発議第 1 号、令和 7 年 3 月 14 日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。提出者、飯南町議会議員 内藤眞一。賛成者、飯南町議会議員 安部丘。

議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び飯南町会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

次のページに制定文を記載しておりますが朗読は省略して、2 ページの説明資料で説明します。

1 提案理由。

いま教育委員会が策定しようとしている「教育環境基本計画」には、小中学校の再編など住民の関心を集める重要な事項が多く含まれており、今後のまちづくりにも大きな影響があると思われる。これを教育委員会かぎりで定めた行政計画では住民自治の観点から望ましくないと考える。

そのことから住民の代表機関である議会の審議に付し、その議決を経て確定することにより、この計画が住民の総意として共有され、今後の教育行政の円滑な執行にも資するものと考えられる。

2 条例の概要。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件として飯南町教育環境に係る基本的な計画の策定及び改廃に関することを定めるもの

3 施行期日。

施行期日は公布の日から施行するとしております。

説明は、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。内藤議員は自席へお帰りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

発議第1号、議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議について

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、発議第2号、教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

発議第2号、令和7年3月14日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。提出者、飯南町議会議員内藤眞一。賛成者、飯南町議会議員 高橋英次。

教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり飯南町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

次のページに決議書を記載しておりますが朗読は省略して、2ページの説明資料で説明します。

1 提案理由。

この度、教育委員会から「教育環境基本計画」の素案が提示されたが、この素案を成案することは混乱と不満を招き、今後のまちづくりへの影響も避けられないと考える。

令和6年2月に答申を受けた「教育環境基本方針」の中には幾多の理念が述べられているが、このことを反映されているとは言い難く、また、あまりにも短絡的と批判されても仕方がない。

先の同僚議員の一般質問では、素案はあくまでも「たたき台」との答弁であるが、本年2月に素案を提示し、6月に成案とするスケジュールでは、変更のない「たたき台」ととらえられるのは当然である。

答申には「学校は地域のよりどころでもあるため、その配置については多様な意見や考え方が存在します。」また「多くの議論が交わされることを願っております。」とあえて記される程、十分な議論が必要との思いではなかろうか。

また、このような重要な事項は決定に至る過程は極めて大切であると考え。

こうしたことから、議会として「教育環境基本計画」素案を審査し、議会の意見を述べるが必要と考え、特別委員会の設置を提案する。

2 名称。教育環境基本計画検討特別委員会。

3 目的。教育環境基本計画に係る調査・審査を行う。

4 委員の定数。9名。

5 設置期間。令和7年3月18日から調査・審査が終了するまで。

6 閉会中の継続審査。地方自治法第109条第8項の規定により、目的が完了するまで閉会中も調査及び審査することができる。

説明は、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。内藤議員は自席へお帰りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

発議第2号、教育環境基本計画検討特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 18 分休憩

.....
午前 10 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

引き続き、特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

特別委員会の委員の選任については、飯南町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで正副委員長の選任を行うため暫時休憩といたします。

午前 10 時 21 分休憩

.....
午前 10 時 27 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から報告をいたします。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原 一也） はい。

そうしますと、お手元にお配りした委員名簿のとおり決定いたしました。委員長には、4 番、内藤眞一議員、副委員長には、8 番、安部丘議員が決定いたしました。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定いたしました。

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月3日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただきました。ただいまは、追加議案も含め、提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの可決を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新年度に向けての取り組みは、所信表明で述べたところでありますが、向かう令和7年度は、第3次総合振興計画の始動の年度であり、また私の2期目としての初年度の年でもあり計画や公約をスタートさせる年度になります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、またあらゆる分野での人材不足など状況は深刻化してきております。継続して取り組む少子化対策や医療福祉の充実、産業振興、移住定住対策、地域コミュニティの維持、歴史文化を感じるまちづくり、脱炭素社会への実現のほか、喫緊の課題である教育環境基本計画の策定、高齢者福祉施設の事業統合など、現在進行中の重点施策を確実に前へ進めていかなければなりません。

特に、教育環境基本計画につきましては、まちづくりを左右する重要な計画として位置付けられ議決事項とされたことを重く受け止め、できるだけ納得が得られる計画内容でもって、ていねい且つ慎重に進めてまいります。

現在、国会においては、長引く物価高騰対策や高校の教育無償化、社会保障の拡充などを盛り込んだ新年度予算が審議中であり、政治とカネの問題をめぐる厳しい与野党間の議論が交わされる中、参議院での予算通過後、再び修正予算案が衆議院で採決という異例の手続きが取られることから、年度内の成立が懸念されているところではあります。国民生活に影響を及ぼさないよう速やかに予算成立してほしいと思います。

また、世界に目を向けますと、ほんとに大国のリーダーが国の利益のみを優先する発言であつたり、身勝手な戦争を起こすなど、こうした大国の動向に揺さぶられる状況で物事が動いております。世界の中心に座る大国のリーダーとしての正しい振る舞いを願うばかりであります。

冒頭に申し上げましたが、いよいよ新年度は第3次総合振興計画に基づくまちづくりがス

タートいたします。目指す将来像は「笑顔と誇りを未来へつなぐまち飯南～豊かさの継承と創造への挑戦～」であります。

この思いを共有し誰もが本町で安心して暮らしていけるよう、また、この1年が明るい話題が多くなるよう、町政の推進に向けては私を先頭に職員一丸となって、また組織力を結集して取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また各委員会などでいただきましたご指導、ご意見など、今後の行政運営に適切に活かし、可決いただきました新年度予算をはじめ、早期の事業執行に努め、住民福祉の向上に努めてまいります。今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願いし、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。これで令和7年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

午前10時34分閉会
